

総務産業常任委員会記録

日 時 令和2年3月11日（木曜日）15時00分～16時04分
場 所 議員控室
出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長
ワザハバ 金木議員、平山議員、小寺議員、舟見議員、村田副議長
事務局 豊島事務局長、杉野係長
報 道 北海道新聞社、留萌新聞社、羽幌タイムス社

逢坂委員長（開会） 15:00

本日は、議会2日目の終了した後ということで、大変皆さんもお疲れのことと思いますが、ただいまから総務産業常任委員会を開催させていただきます。

本日の案件でございますが、焼尻めん羊牧場についてでございます。これにつきましては調査、審査の案件には実は入っておりませんでした。必要になりましたので、本日急遽の開催となりましたので、委員の皆さんについてはご理解をお願いしたいと思います。

早速入りたいと思いますが、まず町長さんが見えられておりますので、一言あればお願いします。

1 焼尻めん羊牧場について

担当課説明

説明員 駒井町長、農林水産課 伊藤課長、更科係長

駒井町長 15:00～15:01

それでは、議会に準じまして、大変お聞き苦しいとは思いますが、マスクをしたままで話させていただきます。

本日は年度末の大変お忙しい中、そして議会開会中でお疲れのところ、お時間いただきましてありがとうございます。議員全員協議会か説明会のほうがいいかなとは思いましたが、相談の結果こういう形になりましてお時間をいただきましたことをお礼申し上げます。頭数について判明し、報告しなければならないことがありましたので、時間をいただいたところでございます。

詳細につきましては、伊藤農林水産課長よりご説明を申し上げます。

以上でございます。

逢坂委員長 15:01

ありがとうございます。それでは、早速案件の審議に入りたいと思います。

その前に担当課より内容の説明を受けまして、審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、担当課のほう、よろしくお願いいたします。

伊藤課長 15:01～15:16

座って説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず初めに、今回綿羊頭数に係る報告ということでご報告させていただくこととなりますが、今回の頭数の差異ということで分かりまして報告するに至った理由と申しますか、経緯と申しますか、私昨年4月の途中で農林水産課長ということで辞令のほうを受けまして、その前段ということで、委員皆様ご承知のとおり平成31年4月1日からということで、平成20年度から平成30年度までの10年間続いておりました指定管理制度が終了して、羽幌町の直営による運営へと変わったところであります。自分も担当課長となりまして、今後の運営を考えなければならないという中で、一度実頭数の把握をしたほうがいいだろうということで、そういうことを考えまして、どの時点でのタイミングというのはあるのですけれども、現場が行いやすい時期ということで指示のほうをいたしまして、駆虫処理、虫下しというのですか、そういうことが行われる昨年の11月以降に実頭数の確認作業を行ったところでもあります。その結果、これまで把握していた数より実頭数がかなり少ないということが判明いたしまして、その後種々の整理をさせていただいて、遅くはなったのですけれども、本日の報告ということになったものであります。

それでは、内容につきまして説明のほうをさせていただきますが、まず実際にどの程度の差異があったかということではありますが、頭数という項目を御覧いただきたいと思っております。まず、指定管理の開始時ということで、協定時のときには474頭ということで始まりまして、その後10年間の指定管理による運営が行われ、昨年指定管理の終了時にありましては602頭ということでありました。なお、この602頭につきましては、昨年7月の常任委員会のほうでもご報告をさせていただいております。次に、③の令和元年12月末ということではありますが、この数値につきましては②の指定管理終了時の602頭から、当面に生産された羊の販売頭数ですとか、その年に死亡した頭数などを差し引きまして、書類上として整理した場合には501頭いるということでもあります。では、実頭数ということではありますが、昨年12月末現在ということで、先ほども申し上げましたが、駆虫処理というものを行ったタイミングにて確認したところ180頭ということでありました。この

ことから、これまで把握しておりました数との差異といたしましては、③から④を引きまして、そういうことになりますので、321頭の差異が生じているということになるものであります。

では、なぜそのようなことになったのであろうかということですが、最初に差異が生じたであろう理由として推理いたしました結論のほうを先に説明させていただきましますので、裏面の総括という項目を御覧いただきたいと思えます。まず、頭数異動報告というものが毎月現場より行われておりますが、それによりますと6歳以上の綿羊頭数が毎年度増加いたしまして、生存が難しいであろう年齢まで達している羊が多く残っているという状況になっております。

別紙のA4のカラー刷りの資料のほうを御覧いただきたいと思えます。これは、令和元年12月末における実頭数との差異について出生年ごとにまとめたものであります。表の仮定頭数という欄は、先ほどの頭数の説明の中で申し上げました③における数値の内訳であり、実頭数の欄は同じく④の数値の内訳ということになっているものであります。差異が生じているほとんどが廃羊と言われる6歳以上の部分の羊でありまして、その中でも羊の一般的な生存年齢と言われているのが10歳から12歳というふうに言われておりますが、既に生存が難しい年齢を中心として差異が大きく生じているという状況になっております。では、なぜこのような状況になったのかということではいろいろと調べたところではありますが、結果といたしましてははっきりとした事由という部分については確認はできないということでありました。

そこで、この差異が生じた理由として一番考えられることは何かというふう考えたときに、最初の資料の裏面の総括のほうに戻っていただきたいのですが、ご承知の方も多いたとは思いますが、平成26年に牧場のほうで火災が発生いたしまして、その中で死亡獣畜の処理というものも問題となりました。その後平成27年の6月から平成31年の3月までは留萌保健所に対して毎月死亡の報告というものはしているのですが、埋却処理をした頭数を画像を添付の上で報告していたというところではあるのですが、火災発生以前にありましてはその数を正確に報告していなかったということがありましたので、可能性といたしまして指定管理以前の直営時代も含めてそれらの状況の積み重ねによって現在との差異に至ったであろうというふうに整理をしたものであります。

具体的にどういうことかということですが、今の資料の表面に戻っていただきまして、留萌保健所への報告状況の項目というところのその下の死亡率というところを御覧いただきたいと思えます。綿羊の死亡率というのがおおむね10から15%と言われている中で、当町にありましては表の左から2番目のとおり、指定管理の開始時では3.6%、平成22年12月から23年12月にあつては1.5%というようなことなど、全体的に死亡率が低いという状況になっております。そこで、これはどうなのかということで改めて死亡率を10から15%の間の12%として算出いたしまして、これまでの報告があつた死亡数との

差異を算出したところ、差引き欄の一番下にあるとおり、おおむね現状における差異と同程度の350というふうになったものであります。

これをさらに詳細に計算したというか、示した資料が別紙のA3の縦型のものになりますので、こちらのほうを御覧いただきたいと思えます。表の真ん中より少し右側の合計という欄がこれまでの報告を基に押さえている数値であります。指定管理が始まりました平成20年4月には雄雌合わせまして472頭ということでありましたが、毎年の生産、あと導入、譲渡、へい死などを積み重ねて、表の一番下の赤色で表示されている令和元年12月では501頭ということになるものであります。しかしながら、死亡率が低いであろうということで、右側に記載しているとおり、仮定死亡頭数といたしまして10%及び12%、それぞれにおいて算出して、そしてその差異として差引き分の頭数を毎年の12月末現在における合計頭数から差し引いて、そして仮定頭数としてさらに右欄のとおりそれぞれの死亡率ごとに整理をしたというものであります。

具体的にということではありますが、平成20年の12月の合計欄のあたりを御覧いただきたいと思えます。361頭と書いてあるあたりです。平成20年12月ということで申し上げますと、その年の死亡頭数がへい死等欄のとおり、その1つ上で13頭ということでありまして、死亡率といたしましては3.6%ということでありまして、死亡率を10%と仮定した場合には死亡頭数が36頭となりまして、その差として23頭の差異が生じ、12%と仮定した場合には死亡頭数43頭となり、その差異が30頭ということになるものであります。そして、その差異分の23頭及び30頭、それぞれを合計頭数である361頭から差し引き、仮定の合計頭数として算出したのが表の右側にある仮定頭数10%では338頭、12%では331頭ということになるだろうというものであります。そして、それぞれの仮定頭数の338頭、または331頭から翌年の異動分ということで先ほどの361頭と記載されているところの下の数値をご確認いただきたいのですが、生産では248頭、導入では38頭、譲渡では22頭、肉羊では158頭、へい死等では37頭、そして平成21年12月としての仮定死亡頭数における差引き分である6頭、または15頭を仮定頭数の338頭または331頭に対して足したり引いたりを行って、平成21年12月としての仮定頭数としてさらに整理したのが10%では401頭、12%では385頭ということになるだろうというものであります。

このような形で毎年分をこのように計算し直しまして、最終的な数値として整理いたしましたのが表の右側の一番下にあります仮定死亡率10%とした場合には令和元年12月末で仮定頭数231頭、12%の場合では151頭ということになるというものであります。そして、これらの平均値といたしましては、黄色で表示しているとおり191頭ということになるだろうということで、令和元年12月末現在での実頭数である180頭と同程度の数値となるというものであります。このようなことから、先ほどの総括ということで説明させていただきましたが、火災発生以前での死亡に関する報告というものが正確になされずに行われて、可能性ということも含めまして、指定管理以前の直営時代も含めてそうい

った状況が積み重ねが続いたということで現在の実頭数との差異に至ったであろうということで整理をしたというものであります。

以上、綿羊頭数の差異の報告ということで説明させていただきましたが、今後におきましては毎年実頭数の確認作業を行うということとしておりまして、また現場との連絡もさらに密にいたしまして正確な把握に努めていきたいというふうに考えております。

以上、私からの説明については終わらせていただきたいと思います。

逢坂委員長 15:16～15:17

ありがとうございました。それで、突然の資料配付なので、皆さんもなかなか分かりづらいのかなと思いますが、委員の皆さんにおかれてはこのまま質疑をすぐ開催していいか、5分程度休憩してもらったほうがいいか、ちょっとお聞きします。特段時間は要りませんか。

それでは、そういう時間は要らないような雰囲気でございますので、これから質疑を受けたいと思います。何かあれば、挙手にて発言をお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 15:17～16:04

船本委員 これ去年の7月に委員会開催して、それから昨日監査委員から説明された。この頭数、602頭の頭数については昨年7月と指定管理終了時の数字が一致しているのです。ただ、監査委員の令和元年12月末、498頭ということになっています。これは私も監査やらせていただきましたから、あれなのだけれども、担当課のほうから全部資料を持ってきていただいて、資料の数字の検査ですから、監査という場合現場へ行って頭数数えたりなんかはしません。今後必要だということであれば、それまでやらなければならないでしょうけれども、そういうことから、まず1点目は31年3月、指定管理終了時の602頭、これは前指定管理者のほうから文書で引き継ぎしているのですか、それともその当時頭数も確認されていますか。

伊藤課長 指定管理終了時、602頭という部分に関しましては、指定管理の開始時もそうだったのですが、実頭数としてそれぞれ把握したということはありません。あくまでも文書でのやり取りということで今まで動いているということでもあります。

船本委員 指定管理するときには、それまでいた人がそのまま向こうへ行ってやっているわけだから、その人が当然確認をしているだろうし、だけれども今回これ受けたときにはずっといる人でなく、何年かしかいない。向こうで採用した札幌の方かどうか知らないけれども、そういう方のあれですから、当然引き継いだ段階で、現地に人いるのですから、人数も2人か3人かな、いたわけですから、当然頭数も勘定するべきだと思うのです。そのときにやらないで、なぜ今出てきたのか。何かあったのか、今こういう問題が出るということは。今ちょうど子が出てきているときですから、子生まれて忙しい時期に、何でこういう時期にこういうあれが出てきたのか。これから1年に1回数えてみようというのであれば、私は時期が違うのではないかと、この忙しいときにこういう問題が起きたということは何かあったのかなと思うのですが、いかがですか。言える範囲で。

伊藤課長 最初の説明の中でも自分の経緯ということでお話をまずさせていただいたかと思うのですが、自分が農林水産課長となったのが4月中、10日になります。いろいろな諸事情がありまして、そういう形の辞令になっています。指定管理が終わったということで、3月31日で、先ほど船本委員おっしゃられるとおり、本来であればその時点で実頭数というものを確認するのが本来だったというふうには私も思っておりますが、実際としては行われていなかったということであります。自分が農林水産課長として直営ということで動き出した中で、実頭数を把握しなければならぬだろうということで現場と話している中で、一番行いやすいタイミングの中で1回やってほしいということで指示をいたしまして、最終的に現場としては数えられるタイミングとしては多分毛刈りですとか、そういった部分も考えられるのですけれども、毛刈りになりますと4、5月ということで、生まれている羊に関してはほぼやらないのです。となると、実際にやっているものとやっていないものということで、なかなか難しいだろうということで、現場のほうとして駆虫処理ということで毎年11月くらいに薬を飲ますタイミングがあるということで、そのときに1頭1頭チェックしていただいたということでありますので、特段何かあったからこの時期の発表になったということではなくて、あくまでも自分が課長として管理していく上で適切に実頭数を把握したいとい

うことでやったものでありますので、そういう部分でタイミングとしては今回それぞれの頭数の差が出てきて、いろいろと整理しなければならない部分もありましたので、この時期になったということでもあります。

船本委員

今の理由はよく理解はできるのです。だけれども、このときに数字を確認していないということがまず問題だと私は思います。町長がよく言うように、綿羊だけでなく、ほかのものも含めて町民の財産だと、よく町長の言葉から出るのだけれども、本当にそのとおりだと思うのです。まして、綿羊の肉も町民が食べれなくて、そして今回こういう問題となれば、何なのだというところに僕はなると思うのです。だから、私は、町長も面白くなかったのか分からぬけれども、直営のときにもう少し検討してほしかったという言い方して、町長もちょっと面白くない顔しているなど思ったから、あまり言わなかったのだけれども、指定管理でなく直営やっているとき私、2年間ですけれども、農政でこの仕事をさせてもらいました。本当に大変なのです。担当の綿羊を飼った、直接やった技術屋さんが役場のほうに1人いて、向こうで専門に何年もやった人がいて、お互いに協力しながら、当時東京のレカンに肉出していたのだけれども、そういう体制でやっても非常に難しいと。だから、私はもう少し指定管理やってくれるところを探せないのかなという感じはあったのだけれども、こんな結果になってしまって、これは引き継ぎの段階でそういうのを取っていないとなれば、今いたとか、いないとかと言ったって、これは全然問題外です。うちは負けます。私は弁護士でないから分からないけれども、裁判に出したとしてもこれは確認してということだから、お互いに、だからこれはこの時点でうちはどうもならないと思うのです。ただ、問題は、これからどうするのだと、これをどうするかという問題なのです。さっき課長は数字、10%、12%、こういう計算したやつを出したけれども、これはただの数字だけで、これが8%でも15%も出せたら数字は何ぼでも出てくるから、だからこれは今後というのは分かるけれども、こんな格好で出てくるこの部分をまともに見るのかなという感じ、僕はまともには見れない。今すぐ理解すれというのは、死亡の関係については、死んだやつについては。

せつかく町長も出席されていますので、これだけの差異があるのだと、差異という言葉がいいのかどうか分かりませんが、先ほど差異という言葉

葉を使っていたので、これだけの差異があつて、現在どのようにお考えになっていきますか。議員だけでなく、町民に対してこれを説明しなければならないわけですから、ぜひ町長からお願いいたします。

駒井町長

今課長から説明ありましたとおり、指定管理に渡したときに確認していなかったということと、それから当町でまた直営でやるときも確認していなかったと。また、船本委員から出たように、もう少し探してほしかったということもありましたが、当時副町長も交えて探してはみたのですけれども、なかなかいないのと、やっているところが撤退したいという一点張りだったので、どうしようもないと、やめるわけにはいかないので、そういった気持ちがありまして直営にしたと。

それから、頭数の少ない部分については、非常に残念には思っておりますが、ここにも書いてありますとおり、26年10月ですから、私が就任する直前に堆肥場で火災があつて、中から綿羊の死骸が出てきたということで問題になりました。そのときに保健所から聞いたのだったか、どこから聞いたのだけは忘れましたが、当時の担当者が放牧地で夏に死ぬと、そこで死にたかつたのだらうということでそこに埋めましたということで放牧地に埋めたそうです。警察も入りましたので、どこだということで何か所か、数については存じ上げませんが、掘り返してみたり、実数を測ってみたりしたけれども、分からないので、何か月やったかは存じ上げませんが、そういったふうにして放牧地で埋設しているということも聞いておりましたので、そういうことであれば、埋めて処理したのか、またそのときに死んだ綿羊の遺失と申しますか、高台のほうにへい獣処理場がありますので、そっこのほうに埋めたのかということで、そういった搬送の記録等も当時調べたはずでございましたが、なかったというようなことで、埋設したのは間違いないだらうと。それで、当時埋設については、どこだったか、ちょっと忘れましたが、大した問題でないと、死んだやつをそこに埋めたのだから、病気等でなくて年いって死んだのであれば、周りも大して問題ないのでないかということで、その処理も、警察も入りましたが、書類等で済んだ。そういうことで済んだわけで、そういうことから考えまして、埋めたのだらうということでいまして、課長が調べました。委員からも疑義と申しますか、ちょっと不思議がられる数字もありますが、大体10%か

ら12%ぐらいの死亡率だということで、死亡の数の少ない時期、あるいはもう生きているはずがない頭数について残っている数についてもそういう計算に基づいていくと大体数字が合うということで、私はそんなところなのかなと、埋めていたというのが事実として数字にも出るのかなというふうに思っておりました。現実的に頭数が足りないということに對しましては、大変遺憾であるというふうに思っておりますが、最初に申しましたとおり、渡すとき、また受けるときも頭数の確認ということとはしていなかったというのは事実でありましたので、大変申し訳ないというふうに思っております。

阿部委員 指定管理期間中から差異が生じてきたということで、今までは指定管理にお願いしていて、今年度から町営になったわけですがけれども、指定管理期間中の指定管理料、これについては算定するに当たって、やはり頭数であったり、そういったものでやっていたのかどうなのか、その辺まらず確認として。

伊藤課長 まず最初に、誤解されるとあれなので、ちょっと補足させてもらいますけれども、この数字としてはじき出した部分の年数である程度指定管理期間中で350頭という部分は埋まるのですけれども、これが先ほど指定管理として渡す段階で数えていたということでもありませんので、必ずしも全てが指定管理期間中にこの差異が生じたかどうかといった部分については正直分からないということはまず説明させていただきたいと思えます。あと、指定管理料につきましては、基本的に頭数掛ける部分でやっている部分もあったのかもしれないのですけれども、現状運営する中であって、昨年の実績というか、前年の実績ですとか、そういった部分を出していったというふうに自分のほうでは認識しておりますので、必ずしも600頭イコール予算ということではないというふうには思っております。

阿部委員 指定管理期間中も仮定のことだから、何ともというような感じですがけれども、こういうのを見てしまうとどうなのかなという思いもしますし、僕もこういった綿羊とか、そういうのは素人なので分からないところもあるのですけれども、例えば飼育しているものを振興局なり、そういっ

たところに申請するというのもあるのでしょうか。

伊藤課長　　まず、出生という部分に関して申し上げますと、畜産技術協会というところにまず出生の登録というか、そういうものをします。それを登録することによって、うちのほうの管理といたしましても生産というようなところで数字として記録されていくことになります。あと、では書類的な部分としてどうなのかといいますと、死亡したときに保健所に対してへい獣処理に係る死亡獣畜取扱い上の報告ということで、その月まとめたものを保健所に報告します。これで生きていた部分の登録と死んだ部分の登録という部分とかで出てきます。あとは、そのほか売買したら売買の部分でうちのほうの管理として出てきますけれども、対外的な部分として出ていくというところに関しては今言った2つになろうかなというふうに思います。先ほど申したとおり、死亡獣畜の取扱いの報告といった部分が火災以前にあっては適正にというか、正確になされていなかったと、報告がなされていなかったという部分は記憶としてはあります。

阿部委員　　それは以前の部分ですけれども、ここまであくまでも仮定の中のあれなので、実際には本当にそうだったのかどうかということでしたけれども、本当に虚偽の報告といったような、死亡したときの、そうなった場合の処分とか、そういうのというのはどうなるのでしょうか。

伊藤課長　　虚偽というのは、対外的に出した報告ということによろしかったですか。生まれた部分に関しましては、虚偽のしようがないというか、生まれたものを純粹に登録するだけということでありますので、あとは死亡した部分として、多分おっしゃりたいことというのは死んでいた部分が適正に報告なされていなかったことがどうなのかということの意味合いなのかとは思いますが、いろいろと頭数の差異が出たとき保健所さんのほうにも確認というか、相談させていただいた中で、はっきりと死亡したということが確定できているわけではないので、その部分に関しても保健所としては特段何か町に対してペナルティーがあるというようなことにはならないだろうと、あくまでも死んだという部分に関しても仮定の話でありますので、それが確たる証拠がない中ではその部分に関しては特段の町に対して指導があるとか、そういうことはない

いうことは確認はしております。

船本委員　　これ死亡したときには、月に1回なり、その都度なのか分かりませんが、現場から役場のほうに報告来ていますよね。

伊藤課長　　牧場のほうからまずうちのほうに毎月異動報告というものが来まして、それを基にうちのほうは保健所に対して先ほど説明させていただいた死亡獣畜の報告というものを行うという流れになります。

船本委員　　まだ質問される方々いるので、ちょっと早過ぎる質問かなと思うのですが、町としてこれで見ると実際に180頭、602頭といったのが180頭しかない。そしたら422頭、逆だというのはならまだ分かる、422頭がなくなってしまったのだ。これこのままで済みますのか、僕らも素人ですから、課長も来てそんなにたっていないって言っていますから、そういう専門の人がいるのかどうか分からないけれども、そういう人たちに徹底的に調べてもらって、遡ってもどこまで遡れるか分からないけれども、やらなかったら町民がなかなか僕は理解しないような気がするのです。そこから辺どう考えますか、これからどうするか。

伊藤課長　　まず、船本委員がおっしゃられました602頭に対しての180頭ということで420頭ぐらい差があるとおっしゃられたのですけれども、その比較というのでなくて、あくまでも12月末現在で180頭という比較になりますので、501頭で計算しなければならないのかと思います。602頭に関しましては、その年に生まれている羊も入っていて、それをさばいていない状態での数字ですので、その部分についてはそういう形で比較していただきたいというふうに思います。

あと、今後の専門的な部分ということではありますが、今回こういう形で数字が差異が生じていることを確認させていただいて、内部のほうでいろいろと聞ける部分に関しては聞いたりもいたした中で、結果としては正直はっきりとした、最初の結論の中の部分でも説明させていただきましたが、はっきりとした理由というのは分からなかったというところがあります。ただ、その後これだけの差という部分で、適正になされていないなかたであろう死亡の報告が実際に私どもとして計算し直したときに

それでも合わないということであればどうなのかという部分は考えたところもあるのですけれども、この中である程度数字として近い数字が出てきたという部分もありますし、どの時点で正直ずれているのかというのも分からない中で、専門的な部分に関しても町としてはここまでの経緯というのが分からない中で、実際にはっきりと分かるでしょうという部分もありましたので、町長のほうとも相談させていただいた中では、町としてはこちら側で算出した数字で差がある程度確認できるので、そういうことで多分間違いないだろうというような整理をしておりますので、今の段階でどこかにお願いするといった部分は考えてはいないというところであります。

森 議長 今までのことについては分からないということは、正式なお話として受け止めます。今後の部分にも関わりますが、12月末の実頭数180に対して年齢を分けておりますけれども、この数字は正しいのか、また正しいとしたらその根拠はどこにあるのか。

伊藤課長 先ほど確認するといった部分で、薬を飲ますときに1頭1頭チェックしたということで説明させていただきましたが、そのときに羊には耳標という生まれている年齢を記録しているバッジみたいなものがついておりますので、それを1頭ずつチェックして行って、まとめたのがこの数字でありますので、もしかすると1頭、2頭とか、そういう部分の差というのは、人が数えている部分ですので、あることは絶対否定はできないのですけれども、基本的にこの数字から何十頭も変わるとか、そういった部分については考えられませんので、この時点での180頭という部分の年齢の詳細についても間違いないだろうというふうには考えています。

森 議長 これからどうするかということが一番の問題だと思うのです。それで、前段の部分でちょっと確認したかったのは、それが間違いないとしたら、例えば昨年30年12月、4月からか、57頭死んでいるということになっています。その辺は正確にもう出しているのだろうという前提ですけれども、これから当然イレギュラーな病気というものもあるかもしれませんが、通常寿命は10年から12年ということであれば、最高年齢が9歳ですから、しばらく死亡は出てこないということも推定されます。

それと、たった1年違うのに57頭が死んでいるということからすると、一遍に十何歳の頭数が死んで、9歳以下だけが生き残ったって何かすごく不自然な感じがしますので、その辺についてはこの数字を分析した中でどういうふうな判断をいたしたのか。

伊藤課長

死亡する年齢が寿命が10歳から12歳ということで、それを過ぎたから一気に亡くなるということではなくて、例えば3歳であろうが2歳であろうが病気なり、あとは毛刈りとかしたときの場合によっては事故ですとか、そういう部分も少なからず、現場の部分としてまだ慣れていない部分もありますので、そういうところ辺で亡くなっているところもありますので、一気に上だけが亡くなったということではなくて、いろいろな寿命も含めて、事故も含めて昨年については若干現場のほうとしても多かったという認識は持っておりますので、そこら辺の死亡に関してできるだけ、寿命は仕方ないにしても事故の部分減らすなりをして対応はしたいというような考えを持っておりますので、この57が多いか少ないかといった部分に関しては、正直私どもとしても直接携わっておりませんので、現場の中として一生懸命やられているという中での数字ですので、ここに関しては受け止めていくしかないのかなというふうに思っています。

森議長

これからというのは、要するに今現状180は間違いない中で、その中で今後どう事業を続けていくかということに関わるので、この時点で議会に数字を出してくれとは言いませんけれども、例えば2歳と3歳の中で57頭のうち半分ぐらいがいわゆる廃羊ではなくて、実際に肉として売ったり、繁殖に使えるというところも今かなり入っていますということでもしあれば、この180頭を生かして、廃羊を抜かすと162頭を生かして今後展開するということに対していろんな問題をはらむと思うのです。だから、次の段階では、耳につけていて分かるというのであれば、死んだのは1歳なのか2歳なのかということも含めていかないと、今後160頭がどれだけ死んで、どれだけ生き残っていくかということによって次の事業がどう転んでいくかということは大きく変わってくると思いますので、1つ課題としてそういうことも調べて、また次のところの参考にするようなことも考えてもらいたいなと思います。

伊藤課長 今 57 頭に関する内訳というのは、毎月何歳の部分で亡くなったかというのは事務所に戻ったら分かりますので、積み重ねて 57 頭の内訳というのは出てきますので、今後お示しする機会にはしていきたいなというふうに思っています。

森 議長 では、あるという前提で、分かっているという前提ですけれども、昨年でいうと肉羊で 63 頭出したのかな、30 年 12 月から令和元年で見ると 63 頭、生産が合わせて 100、今にわかちちょっと調べたら、サフォークの具体的な、焼尻については分かりませんが、羊の一般的な生まれる頭数というのは 1 頭が中心で、中には 2 頭、3 頭というものもあるということです。先ほど言った今 162 のうちから死亡が減って、そこからまた生まれる頭数というの、いきなり年取っていくわけではないから、今年仮に生まれるとしても今後、先ほど町民向けなんて言っていますけれども、一定の頭数を維持するということからすれば、販売は中止ぐらいするようなことを含めて検討しなければいけないことが起きるのかなって想像しますので、今の段階ではどうですか。

伊藤課長 生まれる、現状の 180 からどの程度ということのご心配なのだと思いますけれども、正直 12 月末現在で考えたときに 180 というのが今年一気に上がったということではないと思っています。今後、説明したとおり最低でも 10 年くらいの間でこの 350 という差が出てきたと思っていますので、年々減ってきて今 180 という部分になったのかもしれないのですが、例えば去年という部分で、正直去年実頭数把握していないので、去年が何頭だったかという部分に関しては実際のところは分からないのですが、去年もさほどそんなに差はないのかなというふうに思っています。その中にありまして、実質 100 は生まれて、生まれた後に 11 頭が、管理できずにいたところもあって 11 頭が亡くなって、最終的には 89 頭という中で、こちらについては昨年の常任委員会のほうでも説明させてもらっていますけれども、89 頭が生まれたということで、そのうち 63 頭を肉用として販売をしています。実質 23 頭が販売せずに、その後の子供を産むための羊とかというような形で管理をさせていただいております。今現在 180 頭ということで、多分これから生まれる部分

での比較が一番分かりやすいのかなと思うのですが、現状 103 頭生まれておまして、昨年よりは多い形になっておりますので、そこら辺を含めて最終的に町長のほうと相談していく形にはなるのですけれども、昨年よりは最低でも多い形で今のところ生まれておりますし、またこれからは生まれる羊もいるというふうに確認しておりますので、昨年よりは間違いなく多い中で生産されておりますので、現場の努力もありつつ、技術も伴ってきてこういう形になってきていると思いますので、その辺を含めて最終的に町長のほうとどれくらい残してどれくらい販売していくかといった部分は考えていきたいなというふうには思っています。

森 議長

最後にしますけれども、もともと昨年7月にどういう報告だったかというのと、申し訳ありませんけれども、記憶がない中で、昨年は500ぐらいという前提の中の今後の計画ということで恐らく説明があったのだと思います。現状の中で、先ほどどれだけ売るのだということ聞いたというのは、基本的に今後は当面というか、長い間維持していくということで町営にしたわけですから、180の中で、今いっぱい生まれていることは非常にいいことですが、目標数を何ぼにして、どの程度のサイクルで回していくというようなことをどこかで計画を立て直しをして、結果として幾ら売るのだとかということ、販売時期も今年に関してはコロナウイルスの関係で普通の年とは違う環境があるかもしれませんけれども、そういう計画の立て直しが必要ではないかなと思うのですが、その辺について、今立てているとか、そういうことを言っているわけではないですから、そういうことを考えた上で今後進めていくかどうかということ、最後の質問としてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

伊藤課長

今現在将来的な部分も含めてどの程度を目標にということなのですから、もともとこういう形での数字押さえていない中で、今こういう形で判明したわけなものですから、今後につきましては町長のほうともゆっくり相談させていただいて、去年よりは間違いなく増えているということもありますので、もう一年、二年を見た中で将来的な部分を改めて考えていくとか、その辺も含めて今後の販売計画も含めて増頭計画とかも含めて考えていきたいなというふうに思っています。ただ、今時点で

はどういう形というのは正直お答えできませんので、ご理解いただきたいと思います。

船本委員 もう一点だけ教えてください。今 180 頭、このうち雄が 18 頭、雌が 162、162 のうちの廃羊が何頭で成羊が何頭。

伊藤課長 こちらの A 4 の資料で見ただけであればと思いますが、6 歳以上で廃羊と言われる、こちらの A 4 の資料のほうで内訳書いておりますので。

船本委員 これは合計入っているのですか、6 歳以上のやつ。

伊藤課長 はい。

船本委員 そしたら、廃羊が何頭なのですか。

伊藤課長 平成 25 年以前の部分でうちとして廃羊として管理している部分ですので、48 頭。

船本委員 現在 48 頭、廃羊が。成羊があと残りということだ、162 から引けば。

伊藤課長 はい。

逢坂委員長 ほかにまとめであれば受けます。特段ございませぬか。(なし。の声) 私から 1 点だけ、ちょっと前段に戻ってしまうのですけれども、昭和 43 年から、調べたらサフォーク、焼尻で綿羊を育成しているということで、全道的にあれなののですけれども、それからするとほぼ 50 年、半世紀ぐらいたつなというふうに思いますが、今回このような大きな差異が生じたという部分については、最初からはっきり原因が分からないというご答弁でございましたので、それはそれとして、指定管理も含めてやったというのもございますし、指定管理して、後はまた一昨年から直営、そうすると何だかんだ、私なりの考えですけれども、書類というのはいかしく残っているものではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の書類という部分については全く保管されていなかったのか、なかっ

たのか、その辺もし分かれば。でないと、これだけ差異が出てくると町民に説明するときにはどのようにしてこんな差異出たのって言われたときに説明、管理も含めて指定管理しているというのはたくさん税金投入しているわけだから、説明するのに分からないからというのでは僕は済ませられないのかなと思うので、その点確認の意味でお聞きしたいと思います。

駒井町長 細かいところは課長からまた足りない部分は説明させますけれども、一番最初に申しあげましたとおり、もとの種畜をやっていた方が放牧地で亡くなれば、そこで死にたかったのだなということで埋めてしまったと、それでそういう記録が残っていないので、実数として把握できなかったということが調べてみて分かった時点で、書類については調べたか調べていないかはちょっと私は分かりませんので、課長から、そういうのがあるのか。

伊藤課長 今町長のほうからおっしゃった部分に重なってくるのですけれども、うちとして死んだ部分の書類というのがはっきりあるということであれば、その数が報告と違っているのであればもちろん分かるのですけれども、現場として例えば今おっしゃったとおり、うちのほうに報告せずに埋めていたということであれば、その部分に関してはこちら側として書類としては一切出てきませんので、そういう部分を含めて結論としては分からなかったということでもありますので、そこら辺ご理解いただきたいと思います。

逢坂委員長 私理解できないのは、直営になった時点で書類を見ないで、実数は確認していないと言うのですけれども、普通であれば指定管理から直営に移ったときに必ず書類というものを整理して、ある程度のものはきちっと出して、現在の頭数という部分は、そういう書類は目を通さないのですか。

伊藤課長 そういったものの書類としてこちら側として確認できたのが今年の3月31日で602頭という数字でありましたので、実質今差が出た部分にどういった形で差が出たかといった部分については、死亡頭数の報告的な部

分は一切こちら側のほうにはありませんし、現場にもありませんので、その部分として最終的に確認できないということでもあります。

逢坂委員長

それであれば、私に言わせると指定管理料を払って何十年間もやらせてきたという自体が私は議会の責任もたくさんあるのでないかと、町側だけでなく、議会も分からない中でお金を出しているとは思っています。町民の方がこれ知ると、何でこんなに違うのって絶対言われると思うのです。そのときに、町も分からなかった、議会も全く分からなかった、それで済むのかなと自分では個人的には思うのですけれども、それは本当に大変なことだなと私は思います。説明責任というのは町側もあると思いますが、議会もそれ承認しているわけですから、予算については。あした予算審議があると思うのですけれども、そうするとそういう原因が全く分からないから、ただ単に差異が生じたから、あるいはへい死の率が高くなったから頭数が減ったとかいう理由は個人的に私は納得はしません。

それで、1点だけお聞きします。調べたら農業経営統計調査というのが法律的にあるのです。これは、一般農家だとかの方々、あるいは法人の方々や養畜だとか、それから養禽、それから耕種、いろんなものを定期的に報告しなさいという法律が実はあるのです。罰則規定も、統計法の中で関係条文も見たのですが、これはきちっとこれで留萌振興局も納得されて、そういうあれではないということで了解したのかなと思いますので、それはそれでいいですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。考えているというか、調査報告についてどう考えているのか。振興局がよかったから、それですぐやればいいのですけれども、その辺を心配しているのです。

伊藤課長

一応年1回ですか、最低、今委員がおっしゃられた農業経営という部分かどうかちょっと分からない。一応私どもとしても報告している振興局等に対して今までこういう形で報告して、差異が生じて頭数がぐくっと落ちたらどうなのでしょうかというような部分は相談させていただいた中では、そのときの概数ということでうちが把握しているというところでの報告でありますので、それがうそついていたとか、そういうことではありませんので、今後また年1回報告するようなときには改めて報告

し直すということでもありますので、そこについては振興局と相談させていただいた中では、特段の指摘というか、そういう部分はありませんでしたので、今後にあっては実頭数に基づいて適正に報告していきたいというふうには思っています。

逢坂委員長 先ほど来から皆さんもお話ししているのですけれども、町民の税金を使って、毎年何千万という金をつぎ込んできたわけで、といったときにこういう事態が発生したときに町として何か町民に対して発信する。今マスメディアの方が来ていますけれども、それ以外に何か町として発信する考えはないのか、ちょっと伺いたい。要するにこれだけめん羊牧場、これから本当に少ない頭数で、先ほど議長言ったとおり、これからの運営を本当にこれから考えていかなければならないなというふうに私も思いますので、その辺は町側として一切そういうことは考えていないのか。要するに廃止するということ。

駒井町長 委員長からご指摘をいただきましたので、答弁させていただきますが、今後についてはこれから議会の報告が済みましてから対応を考えなければならないというふうに思っておりますので、議会のご意見をいただきたくて、先ほど申しましたように全員協議会もありましたが、常任委員会ということで報告させていただきましたので、何なりとご批判等、ご意見を頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

森 議長 常任委員会としてのところというよりは、議会と町との関係の中でも、町長いらっしゃるので、お尋ねさせていただきたいと思うのですが、今日の日程の最初に監査報告があって、そこで議会としては質疑を受けた上で承認しているのです。その数字が町のほうでは既にもう 180 しかないということを実態として把握していながら、実際我々は 501 でしたか、それで今日承認してしまっているわけです。ただし、監査のほうとしては先ほど言ったペーパーのやり取りだったのと時期が 12 月だということであれなのですけれども、でも実際には調査を 11 月から始めている段階ですから、ストップをかけたのかどうかという技術的な問題はちょっとよく分からないのですけれども、承認した後取り消すということももうできないのかなと思いますので、できれば途中経過なのだけ

どもということで、2月でもいいのだけれども、情報でも何か流していただく機会をいただくと土壇場で3月になって今ここで承認した後に委員会開いて報告を聞くというようなことでいろんな問題がやっぱりないとは言えませんので、今後お互いに協議しながらこの辺の扱いについてもまとめていくような方向でお話したいというか、要望したいと思いますので、よろしくお願いします。

駒井町長 ご指摘の点につきましては、当然この後代表監査委員、議選の監査委員も含めてご報告しなければならないというふうに思っておりますし、時期的なものについては先ほど伊藤課長から申し上げましたように、調べるタイミングというものがちょうど11月ですか、そういうことで実数を把握した中で、それで本当なのか、どういうことなのかということ进行调查している段階でございましたので、中途半端な形で代表監査委員に迷惑をかけては困りますので、先ほど申しました実数という数字に基づいて報告して、それをチェックしていくというのが監査のほうの建前でございますので、そこについてはこれから報告と相談をしたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

逢坂委員長 まとめるというわけでないですけれども、これから、実質的なものが今町長から説明がありましたので、いろいろな方法でうちの委員会としても実数、これからの方針等々について固まり次第私どもの常任委員会でまた説明をいただければというふうに思いますので、そのことをお願いしまして、今日の委員会についてはこれで終わりたいと思います。大変本日はご苦労さまでございました。